

# 兵庫県公報

平成25年 1月22日 火曜日 第 2459 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部改正（ビジョン課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区営換地計画認可申請に係る決定及び換地計画書の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の変更及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 地域森林計画の一部変更（林務課）	4
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	8
<b>公 告</b>	
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9

## 告 示

### 兵庫県告示第72号

平成20年兵庫県告示第1134号（県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例に規定する基本的な計画）の一部を次のように改正し、平成25年1月22日から施行する。

平成25年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

「第3次兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン 本文中 ひょうご農林水産ビジョン2020 を 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画 」	「第3次兵庫県環境基本計画 ひょうご教育創造プラン ひょうご農林水産ビジョン2020 兵庫県健康づくり推進プラン 兵庫県スポーツ推進計画 まちづくり基本方針 」
---	--

を  
に改める。



### 兵庫県告示第73号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年1月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 室見台土地改良区  
退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	北 川 武 夫	豊岡市出石町福住426番地
同	加 藤 宥	同 市出石町荒木1089番地の2
同	米 本 博文	同 市出石町長砂25番地
同	徳 網 幸 雄	同 市出石町中村54番地の5
同	石 田 稔	同 市出石町福見563番地
同	高 品 定	同 市出石町細見725番地
同	和田垣 修	同 市出石町松枝141番地
同	道 本 政 明	同 市出石町荒木596番地
監 事	川 崎 薫	同 市出石町長砂243番地
同	川原田 堅 一	同 市出石町鍛冶屋1番地の7
同	加 藤 正 規	同 市出石町細見322番地の2

## 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	竹 村 公 男	豊岡市出石町暮坂300番地
同	北 川 武 夫	同 市出石町福住426番地
同	米 本 博文	同 市出石町長砂25番地
同	道 本 政 明	同 市出石町荒木596番地
同	杉 本 進	同 市出石町細見121番地
同	川 崎 普	同 市出石町荒木1014番地
同	中 嶋 英 樹	同 市出石町上村163番地の1
同	森 田 進 一	同 市出石町馬場40番地
監 事	上 田 敏 夫	同 市出石町弘原154番地の3
同	渋 谷 輝 雄	同 市出石町荒木725番地
同	山 下 純 二	同 市出石町長砂228番地

## 2 後川土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
監 事	小 倉 孝 仁	篠山市後川上319番地

## 3 南淡南部土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 紘 一	南あわじ市賀集501番地
同	松 本 俊 一	同 市阿万塩屋町981番地
同	川 原 周 二	同 市阿万下町731番地1
同	榎 本 弘 道	同 市阿万上町408番地
同	末 広 圭 尉	同 市阿万上町1291番地1
同	平 野 善 一	同 市阿万塩屋町2283番地
同	池 田 敏 男	同 市阿万西町333番地
同	廻 角 正 英	同 市阿万塩屋町26番地2
同	谷 口 正 幸	同 市阿万東町675番地
同	折 口 博	同 市阿万塩屋町1064番地
同	木 下 頼 敏	同 市阿万塩屋町720番地2
同	宮 本 眞 次	同 市阿万上町292番地
同	阿 部 洋 祐	同 市阿万吹上町757番地
同	濱 崎 昌 弘	同 市阿万西町425番地
同	榎 本 喜 一	同 市阿万東町676番地
同	井 上 清 秀	同 市阿万下町471番地
同	阿 部 吉 和	同 市阿万吹上町71番地
同	阿 部 千 晃	同 市阿万吹上町681番地
監 事	金 一 吉 彦	同 市阿万上町373番地1

同 就任役員	阿 部 計 一	同	市阿万吹上町1246番地 1
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	廻 角 正 英	南あわじ市阿万塩屋町26番地 2	
同	川 原 周 二	同 市阿万下町731番地 1	
同	宮 本 眞 次	同 市阿万上町292番地	
同	園 生 明 広	同 市阿万上町1481番地	
同	大 石 清 隆	同 市阿万上町18番地	
同	倉 本 立 夫	同 市阿万下町73番地	
同	江 本 文 明	同 市阿万下町460番地	
同	佐 野 和 史	同 市阿万塩屋町2183番地	
同	折 口 博	同 市阿万塩屋町1064番地	
同	江 本 弘 幸	同 市阿万塩屋町1004番地	
同	木 下 頼 敏	同 市阿万塩屋町720番地 2	
同	阿 部 吉 和	同 市阿万吹上町71番地	
同	阿 部 千 晃	同 市阿万吹上町681番地	
同	阿 部 洋 祐	同 市阿万吹上町757番地	
同	池 田 敏 男	同 市阿万西町333番地	
同	濱 崎 昌 弘	同 市阿万西町425番地	
同	楠 木 有 三	同 市阿万東町1182番地	
同	藤 本 逸 雄	同 市阿万東町1477番地	
監 事	阿 部 計 一	同 市阿万吹上町1246番地 1	
同	金 一 吉 彦	同 市阿万上町373番地 1	

4 兵庫県東播用土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 登喜雄	小野市下大部町682番地



兵庫県告示第74号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、次の土地改良区に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
夜久野高原土地改良区	宮地区	平成25年 1月22日から 同 年 2月12日まで	朝来市役所本庁舎



兵庫県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成25年 1月 8日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村災害対策整備事業	神出岩岡地区（辻池）	平成25年 1月22日から 同 年 2月12日まで	神 戸 市 西 区 役 所



**兵庫県告示第76号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を平成25年 1月 4日に変更したので、土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

この変更計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
経営体育成基盤整備事業	大日川東地区	平成25年 1月22日から 同 年 2月12日まで	南 あ わ じ 市 三 原 庁 舎



**兵庫県告示第77号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により、加古川地域森林計画、揖保川地域森林計画及び円山川地域森林計画の一部を変更したので、次のとおり公表する。

なお、この計画の変更は、平成25年 4月 1日からその効力を生ずるものとする。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 一部変更した地域森林計画区及び公表場所

区分	計画期間	公表場所
加古川地域森林計画の一部変更	平成24年 4月 1日から 平成34年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 神戸県民局神戸農林水産振興事務所 阪神北県民局阪神農林振興事務所 東播磨県民局加古川農林水産振興事務所 北播磨県民局加東農林振興事務所 丹波県民局丹波農林振興事務所 淡路県民局洲本農林水産振興事務所
揖保川地域森林計画の一部変更	平成21年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 中播磨県民局姫路農林水産振興事務所 西播磨県民局光都農林水産振興事務所
円山川地域森林計画の一部変更	平成22年 4月 1日から 平成32年 3月31日まで	兵庫県農政環境部農林水産局林務課 但馬県民局豊岡農林水産振興事務所 但馬県民局朝来農林振興事務所

- 2 一部変更年月日  
平成24年12月28日



**兵庫県告示第78号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
宍粟市千種町七野字寺ノ前340の11、340の12、340の15から340の20まで、340の28、340の29、340の39
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字寺ノ前340の18・340の19・340の20（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第79号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。  
平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所  
佐用郡佐用町大酒字治賀尾796の15から796の28まで、796の45、字笠松797の1（次の図に示す部分に限る。）、797の2、797の4
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字治賀尾796の18・796の22・796の24・796の25・796の45（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第80号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間  
平成24年12月25日から平成25年 3月31日まで
- 3 作業地域  
尼崎市全域



**兵庫県告示第81号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年 1月15日から同年 2月28日まで
- 3 作業地域  
西宮市丸橋町



**兵庫県告示第82号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点 2 点、3級基準点 1 点設置）
- 2 作業期間  
平成24年10月15日から同年11月 1 日まで
- 3 作業地域  
神戸市垂水区塩屋地内



**兵庫県告示第83号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 1月22日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年 1月22日から 2 週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 富島久留麻線	淡路市久留麻字赤松726番4から 同 市久留麻字下大歳787番1まで	旧	5.0から 23.0まで	355.0	
		新	9.0から 27.0まで	345.0	



**兵庫県告示第84号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
篠原台(2)	神戸市	灘 区	篠原台		2番10の一部、3番4、151番2の一部、151番5の一部、151番14の一部、151番15の一部



**兵庫県告示第85号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、北播磨県民局加東土木事務所及び西脇市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
船 町 (2)	西脇市		黒田庄町 船町	西 谷	127番1、127番2、128番から130番まで、113番2、113番3、113番4の一部、137番1、139番の一部
			黒田庄町 田高	洲 上	



**兵庫県告示第86号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨阪神北県民局長から報告があった。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成25年 1月30日（水）午前10時から午前11時まで
- 2 場所  
宝塚市旭町2—4—15 兵庫県宝塚総合庁舎 1階第1会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 有限会社日伸住建  
代表者氏名 市 野 博 悦  
事務所所在地 伊丹市昆陽4—4  
免 許 番 号 兵庫県知事(6)第202113号  
免 許 年 月 日 平成20年 3月31日



**兵庫県告示第87号**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民

局長から報告があった。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 日時  
平成25年 1月31日（木）午前11時から午前12時まで
- 2 場所  
姫路市北条 1 丁目98番地 兵庫県姫路総合庁舎 5階501会議室
- 3 被聴聞者  
商号又は名称 株式会社エステート・パートナー  
代表者氏名 江 端 和 義  
事務所所在地 姫路市安田 4-71  
免許番号 兵庫県知事(1)第451296号  
免許年月日 平成22年 8月30日



**兵庫県告示第88号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 株式会社デジタルアーツ  
代表者の氏名 中 村 光 男  
住所 加古郡稲美町中村1028番地の 4
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 （仮称）5カラット山崎店  
所在地 宍粟市山崎町御名字荒神前341番ほか
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び西播磨県民局光都土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 平成25年 1月22日から同年 2月 4 日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 平成25年 1月22日から同年 2月 4 日まで  
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

**公 告**

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 川西能勢口駅高架下店舗（東）  
所在地 川西市小花一丁目 1 番10号
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により川西市から聴取した意見の概要

騒音問題に関しては、様々な対策が講じられており、基本的には問題ないと考えているが、早朝・夜間の騒音は、ささいなことでもトラブルになる可能性があるため、特に住居と近接する部分に関しては、規制準値内であることのみならず、より一層の静穏を心がけるよう留意していただきたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年1月22日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン三田ウッディタウン店

所在地 三田市けやき台一丁目8番

2 同法第8条第1項の規定により三田市から聴取した意見の概要

営業時間が早朝から深夜までとなるため、地域の住環境に支障がないよう留意願いたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成25年1月22日から1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年1月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

たつの市龍野町片山字西垣内114番1、119番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

姫路市飾磨区都倉一丁目30番地

オーエイハウジング有限公司 代表取締役 横 山 英 人

3 許可年月日及び許可番号

平成24年12月4日

兵庫県指令西播（光土）（建）第1-9-2号（24たつの）